

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、観音寺市逆瀬池土地改良区から
役員の就任について次のとおり届出があった。

平成20年8月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	篠原 三志郎	観音寺市栗井町1563番地 1	平成20年7月17日